

平成21年度東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）募集要項

1. 趣 旨

大学院学生の国外における学会・研究集会での研究発表及びフィールドワーク等（留学の場合を除く。）に対し、学術奨励費を支給することにより、大学院学生の研究活動の活性化を図る。

2. 応募資格

大学院に在籍する学生

（ただし、先方から旅費支給のある場合は、申請を認めない。）

3. 給付する学術奨励費

①平成21年6月から平成21年11月、及び、②平成21年12月から平成22年5月までに行われる国外における学会・研究集会での研究発表及びフィールドワーク等に対して、渡航する地域により、別表の額の学術奨励費を給付する。なお、学術奨励費には、渡航費の一部（地域により定額）及び学会参加登録料などの一部として5万円が含まれる。（ただし、20万円を上限とする。）

4. 給付予定者数

各研究科等（学際情報学府及び公共政策学教育部を含む。）若干名とする。

5. 申請手続

学術奨励費の給付を希望する者は、下記の書類を所属研究科等の長を通じて、東京大学学生生活委員会委員長に提出する。

(1) 提出書類

ア 申請書（様式1） 2部（原本1部及び写1部）

イ 説明書（様式2） 2部（原本1部及び写1部）

なお、当該学会・調査等の概要を記載した要項等がある場合は、添付すること。

(2) 提出期限

給付区分	渡航期間（出発月）	提出期限
①	平成21年6月～平成21年11月	平成21年4月上旬頃 ※各研究科等の指示によること
②	平成21年12月～平成22年5月	平成21年10月9日（金）

なお、①の渡航期間において給付が決定した者は、②の渡航期間について申請することができない。

(3) 提出先

所属研究科等事務

6. 選考及び結果の通知

給付対象者の選考は、所属研究科等の意見を尊重して、東京大学学生生活委員会奨学部会において書類審査のうえ、学生生活委員会委員長(以下「委員長」という。)が決定する。

選考の結果は、所属研究科等の長を通じて、①については、5月上旬に、②については10月下旬に、申請者あて通知する。

7. 計画の変更・中止

申請した研究発表・フィールドワークを変更又は取り止める場合は、選考中あるいは給付決定後を問わず、速やかに所属研究科等の長を通じて委員長に報告し、その指示を受けること。

8. 報告書の提出

学術奨励費の給付を受けた者は、帰国後、速やかに所属研究科等の長を通じて、委員長に報告書を提出すること。

9. 問合せ先

所属研究科等事務又は本部奨学厚生グループ奨学チーム